

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市宿泊基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）の宿泊については、安全で快適な宿泊環境を整えるとともに、より多くの方々の受入れができる効率的な配宿体制の確立を図る。

2 内容

(1) 宿舎

ア 大会参加者の宿舎は、原則として市内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）とする。

イ 市内の旅館等だけで大会参加者の収容が困難な場合は、県、関係機関及び関係団体等と協議のうえ、近隣市町の旅館等を利用する。

ウ 風紀上、衛生上及び安全対策上支障があると認められる宿舎は利用しない。

(2) 配宿

ア 選手、監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意する。

イ 選手及び監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別等を考慮する。

ウ 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として選手及び監督とは別の宿舎とする。

エ 大会参加者を近隣市町の宿舎に配宿する場合は、県と協議する。

(3) 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議され、公益財団法人日本スポーツ協会において決定されたものを適用する。

(4) 食事

大会参加者に提供する食事は、衛生面や栄養バランスとともに、地元の食材を取り入れた郷土色豊かなものを考慮する。